

## 平成28年度 事業報告及び収支決算

### 【平成28年度 事業報告書】

当機構は、再生可能エネルギー法第55条第2項に定められた費用負担調整機関の業務を行う指定法人として、平成24年3月19日に指定を受け事業を開始しました。

同事業については、実質的には平成24年4月から具体的な準備作業が始まり、同年7月から、同法に基づく費用負担調整機関の業務を開始いたしました。

平成28年度においても、引き続き、同法に基づく費用負担調整機関の業務を実施いたしました。

#### 1. 再生可能エネルギー固定買取制度の実施

当機構は、平成24年7月1日から、再生可能エネルギー法第55条第2項に基づく費用負担調整機関業務として以下の内容を実施しております。

- ①電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行う業務
- ②電気事業者に対し交付金を交付する業務
- ③上記「①」及び「②」の業務に附帯する業務

具体的な28年度の納付金、補助金、交付金の取扱実績額（合計額）は以下の通りとなっています。

- ①納付金 1, 546, 409, 337, 485円
- ②補助金 48, 300, 000, 000円
- ③交付金 1, 414, 988, 500, 011円

なお、平成28年度においては、再生可能エネルギーの導入が進んだことに伴い、交付金交付財源が不足したため、金融機関から借入れを行ったものの、納付金の実績が上回ったので、年度末における借入は解消しました。

#### 2. 平成28年度再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業補助金

再生可能エネルギー法に基づく費用負担調整機関事業に関連して、平成28年度には再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業補助金として、483億円が交付されました。

同補助金を再生可能エネルギー法の円滑な施行に向けた賦課金の減免補填をするための基金として、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付する交付金への充当等を実施しました（詳細は下部掲載）。

再生可能エネルギー固定買取制度施行事業補助金の内訳

(平成28年4月1日～平成28年11月30日)

(単位：円)

区分	内容	金額
賦課金の特例に係る費用	○再生可能エネルギー法第37条第1項の規定による認定を受けた事業所に係る賦課金の減免分の補填	48,300,000,000

【平成28年度 収支決算書】

別添参照